

大阪急性期・総合医療センター 治験標準業務手順書 変更対比表（2022年9月1日改訂）

項目	変更前	変更後
P1 第1章 10	治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、及び保存すること。	治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、及び保存すること。本原則は、その媒体によらず、本ガイダンスで規定する全ての記録に適用される。
P1 第1章 13	治験のあらゆる局面の質を保証するための手順を示したシステムを運用すること。	治験の被験者保護及び治験結果の信頼性確保に必要な不可欠な局面の質を保証するための手順を示したシステムを運用すること。
P2 第2章 第1条 第1項	本手順書は、前章の治験の原則並びに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）同施行令、同施行規則、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第28号。以下「GCP省令」という。）、「医療機器の臨床試験の基準に関する省令」（平成17年厚生労働省令第36号、以下「医療機器GCP省令」という。）及び関連する通知等に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。	本手順書は、前章の治験の原則並びに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）同施行令、同施行規則、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第28号。以下「GCP省令」という。）、「医療機器の臨床試験の基準に関する省令」（平成17年厚生労働省令第36号、以下「医療機器GCP省令」という。）、 <u>「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成26年厚生労働省令第89号、以下「再生医療等製品GCP省令」という。）</u> 及び関連する通知等に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
P2 第1条 第3項	医薬品等の再審査申請、再評価申請等の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、GCP省令第56条ならびに医療機器GCP省令第76条に準じ、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替える。	医薬品等の再審査申請、再評価申請等の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、GCP省令第56条ならびに医療機器GCP省令第76条及び再生医療等製品GCP省令第76条に準じ、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替える。
P2 第1条 第4項	医療機器の治験を行う場合は、本手順書において、「医薬品」とあるのを「医療機器」、「治験薬」とあるのを「治験機器」、「被験薬」とあるのを「被験機器」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」と読み替えるものとする。	医療機器の治験を行う場合は、本手順書において、「医薬品」とあるのを「医療機器」、「治験使用薬」とあるのを「治験使用機器」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」と読み替えるものとする。
P2 第1条 第5項	再生医療等製品の治験を行う場合は、本手順書において、「医薬品」とあるのを「再生医療等製品」、「治験薬」とあるのを「治験製品」、「被験薬」とあるのを「被験製品」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合又はその発生のおそれ」と読み替えるものとする。	再生医療等製品の治験を行う場合は、本手順書において、「医薬品」とあるのを「再生医療等製品」、「治験使用薬」とあるのを「治験使用製品」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合又はその発生のおそれ」と読み替えるものとする。
P3 第2条 第5項	総長は依頼があった治験に対し、GCP省令第27条第1項又は医療機器GCP省令第46条第1項の規定により、治験ごとに適切な治験審査委員会を選択した上で調査審議を依頼しなければならない。	総長は依頼があった治験に対し、GCP省令第27条第1項、 <u>医療機器GCP省令第46条第1項又は再生医療等製品GCP省令第46条第1項</u> の規定により、治験ごとに適切な治験審査委員会を選択した上で調査審議を依頼しなければならない。
P4 第4条 第5項	治験契約書（当センター書式K2-1又はK2-2）には、治験依頼者が総長及び治験責任医師または総長に通知しなければならない事項として次のとおり定めるものとする。 （1）治験依頼者は、被験薬について医薬品医療機器等法第80条の2第6項の規定に基づく法施行規則第273条第1項第1号、第2号イ及びロに掲げる副作用・感染症症例（以下「副作用等症例」という。）並びに法施行規則第273	治験契約書（当センター書式K2-1又はK2-2）には、治験依頼者が総長及び治験責任医師または総長に通知しなければならない事項として次のとおり定めるものとする。 （1）治験依頼者は、 <u>治験使用薬</u> について医薬品医療機器等法第80条の2第6項の規定に基づく法施行規則第273条第1項第1号、第2号イ及びロに掲げる副作用・感染症症例（以下「副作用等症例」という。）並びに法施行規則

	<p>条第1項第2号イ(1)から(5)までに掲げる当該被験薬等の副作用症例であって治験薬概要書から予測できるものを知ったときは、その発現症例一覧等を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して1年ごとに、その期間満了後3月以内に治験責任医師及び総長に通知すること。</p> <p>(2) 治験依頼者は、GCP省令第20条第2項に規定する事項のうち当該被験薬の治験薬概要書から予測できないものを知ったときは、直ちに総長及び治験責任医師に通知すること。なお、治験薬概要書から予測できる副作用症例のうち規制当局より要請があったものについては、直ちに当該副作用等症例を総長及び治験責任医師へ通知すること。</p> <p>(後略)</p>	<p>第273条第1項第2号イ(1)から(5)までに掲げる副作用症例であって治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書から予測できるものを知ったときは、その発現症例一覧等を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して1年ごとに、その期間満了後3月以内に治験責任医師及び総長に通知すること。</p> <p>(2) 治験依頼者は、GCP省令第20条第2項に規定する事項のうち当該治験使用薬の治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書から予測できないものを知ったときは、直ちに総長及び治験責任医師に通知すること。なお、治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書から予測できる副作用症例のうち規制当局より要請があったものについては、直ちに当該副作用等症例を総長及び治験責任医師へ通知すること。</p> <p>(後略)</p>
<p>P6 第9条 第1項</p>	<p>(1) 他施設で発生した重篤で予測できない副作用</p> <p>(2) 重篤な副作用又は被験薬及び製造販売後医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの</p> <p>(3) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、<u>被験薬の使用によると疑われる副作用によるもの又は被験薬及び製造販売後医薬品の使用による感染症によるもの</u></p> <p>(4) 副作用又は被験薬及び製造販売後医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告</p> <p>(5) 治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告</p> <p>(6) 副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告</p> <p>(7) 被験薬と同一成分を含む製造販売後医薬品に係わる製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害又は拡大を防止するための措置の実施</p>	<p>(1) 他施設で発生した重篤で予測できない副作用</p> <p>(2) 重篤な副作用又は<u>治験使用薬及び製造販売後医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)</u>に係る科学的知見を記載した文書から予測できないもの</p> <p>(3) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は<u>治験使用薬及び製造販売後医薬品の使用による感染症によるもの</u></p> <p>(4) 副作用又は<u>治験使用薬及び製造販売後医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告</u></p> <p>(5) 治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告</p> <p>(6) 副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告</p> <p>(7) <u>治験使用薬と同一成分を含む製造販売後医薬品に係わる製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害又は拡大を防止するための措置の実施</u></p>
<p>P9 第17条 第1項</p>	<p>(前略)</p> <p>(2) 治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験実施薬概要書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている治験薬の適切な使用方法に十分精通していなければならない。</p>	<p>(前略)</p> <p>(2) 治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験実施薬概要書及び<u>治験使用薬(被験薬を除く。)</u>に係る科学的知見を記載した文書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている<u>治験使用薬の適切な使用方法に十分精通していなければならない。</u></p>

<p>P9 第18条 第1項</p>	<p>(前略)</p> <p>(4) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験薬及び各人の分担業務について十分な情報を与え、指導及び監督をしなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 治験責任医師は、治験依頼者から提供される治験実施計画書及び症例報告書の見本について治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案、症例報告書の見本案及び最新の治験薬概要書、その他必要な資料及び情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討した後に、治験依頼者と合意すること。治験実施計画書及び症例報告書の見本が改訂される場合も同様である。</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 治験責任医師は、承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで治験薬を使用すること。</p> <p>(15) 治験責任医師は、治験薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(4) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験使用薬及び各人の分担業務について十分な情報を与え、指導及び監督をしなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 治験責任医師は、治験依頼者から提供される治験実施計画書及び症例報告書の見本について治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案、症例報告書の見本案及び最新の治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書、その他必要な資料及び情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討した後に、治験依頼者と合意すること。治験実施計画書及び症例報告書の見本が改訂される場合も同様である。</p> <p>(中略)</p> <p>(14) 治験責任医師は、承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで治験使用薬を使用すること。</p> <p>(15) 治験責任医師は、治験使用薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験使用薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。</p> <p>(後略)</p>
<p>P12 第19条 第1項</p>	<p>医療機器治験については、治験終了後の体内に留置される治験機器(吸収性のものも含む)に関する被験者に健康被害を及ぼすような新たな重要な情報が得られた場合には、被験者に対しその情報を伝え、必要な対応(例えば、ペースメーカーの場合、その交換等)をとる。</p>	<p>医療機器及び再生医療等製品の治験については、治験終了後の体内に留置される治験使用機器及び治験製品(吸収性のものも含む)に関する被験者に健康被害を及ぼすような新たな重要な情報が得られた場合には、被験者に対しその情報を伝え、必要な対応(例えば、ペースメーカーの場合、その交換等)をとる。</p>
<p>P13第6章 第23条 第2項</p>	<p>治験薬の管理 (治験薬の管理)</p> <p>治験薬の管理責任は、総長が負うものとする。</p> <p>総長は、治験薬を保管、管理させるため、薬局長を治験薬管理者とし、当センター内で実施される全ての治験の治験薬を管理させるものとする。なお、治験薬管理者は薬局所属の薬剤師全員を治験薬管理補助者として指名し、治験薬の保管、管理を行わせることができる。ただし、治験機器については総長が治験責任医師に保管・管理させることが適切であると認められた場合には、治験責任医師を当該治験機器の管理者とすることができる。</p>	<p>治験使用薬の管理 (治験使用薬の管理)</p> <p>治験使用薬の管理責任は、総長が負うものとする。</p> <p>総長は、治験使用薬を保管、管理させるため、薬局長を治験薬管理者とし、当センター内で実施される全ての治験の治験使用薬を管理させるものとする。なお、治験薬管理者は薬局所属の薬剤師全員を治験薬管理補助者として指名し、治験使用薬の保管、管理を行わせることができる。ただし、治験使用機器及び治験使用製品については総長が治験責任医師に保管・管理させることが適切であると認められた場合には、治験責任医師を当該治験使用機器及び治験使用製品の管理者とすることができる。</p>
<p>P14 第23条 第3項</p>	<p>治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験薬の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、またGCP省令を遵守して適正に治験薬を保管、管理するものとする。なお、治験依頼者は、当該手順書を治験薬管理者に直接交付することができる。</p>	<p>治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験使用薬の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、またGCP省令を遵守して適正に治験使用薬を保管、管理するものとする。なお、治験依頼者は、当該手順書を治験薬管理者に直接交付することができる。</p>

P14 第23条 第4項	<p>治験薬管理者は次の業務を行う。</p> <p>(1) 治験薬を受領し、治験薬受領書を発行する。</p> <p>(2) 治験薬の保管、管理及び払い出しを行う。</p> <p>(3) 治験薬管理表及び治験薬出納表を作成し、治験薬の使用状況及び治験進捗状況を把握する。</p> <p>(4) 被験者からの未使用治験薬の返却記録を作成する。</p> <p>(5) 未使用治験薬(被験者からの未使用返却治験薬、使用期限切れ治験薬、欠陥品を含む)を治験依頼者に返却し、未使用治験薬返却書を発行する。</p> <p>(6) その他、第3項の治験依頼者が作成した手順書に従う。</p>	<p>治験薬管理者は次の業務を行う。</p> <p>(1) 治験使用薬を受領し、治験使用薬受領書を発行する。</p> <p>(2) 治験使用薬の保管、管理及び払い出しを行う。</p> <p>(3) 治験使用薬管理表及び治験使用薬出納表を作成し、治験使用薬の使用状況及び治験進捗状況を把握する。</p> <p>(4) 被験者からの未使用治験使用薬の返却記録を作成する。</p> <p>(5) 未使用治験使用薬(被験者からの未使用返却治験使用薬、使用期限切れ治験使用薬、欠陥品を含む)を治験依頼者に返却し、未使用治験使用薬返却書を発行する。</p> <p>(6) その他、第3項の治験依頼者が作成した手順書に従う。</p>
P14 第23条 第5項	<p>治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験薬が被験者に投与されていることを確認する。</p>	<p>治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験使用薬が被験者に投与されていることを確認する。</p>
P14 第23条 第6項	<p>治験薬管理者は、原則として救命治療の治験等の場合、病棟等で治験責任医師の下に治験薬を管理させることができる。</p>	<p>治験薬管理者は、原則として救命治療の治験等の場合、病棟等で治験責任医師の下に治験使用薬を管理させることができる。</p>
P14 第23条 第7項	—	<p>当センターが在庫として保管する物の中から使用する治験使用薬については、当センターにおいて定められた手順等に基づき管理する。</p>
P15 第25条 第2項	<p>文書、記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療録・検査データ：診療情報管理室長</p> <p>(2) 電子媒体により保存した診療録、画像：情報企画室長、画像診断科部長</p> <p>(3) 治験審査及び受託に関する文書等：臨床研究支援センター長</p> <p>(4) 治験薬に関する記録(治験薬管理表、治験薬出納表、被験者からの未使用薬返却記録、治験薬納品書、未使用治験薬受領書等)：治験薬管理者</p>	<p>文書、記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療録・検査データ：診療情報管理室長</p> <p>(2) 電子媒体により保存した診療録、画像：情報企画室長、画像診断科主任部長</p> <p>(3) 治験審査及び受託に関する文書等：臨床研究支援センター長</p> <p>(4) 治験使用薬に関する記録(治験使用薬管理表、治験使用薬出納表、被験者からの未使用薬返却記録、治験使用薬納品書、未使用治験使用薬受領書等)：治験薬管理者</p>

以上

地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪急性期・総合医療センター

## 治験標準業務手順書

2022 年 9月 1日 改訂

# 目次

第1章 治験の原則.....	1
(治験の原則) .....	1
第2章 目的と適用範囲.....	2
(目的と適用範囲) .....	2
第3章 総長の業務.....	2
(治験の申請等) .....	2
(治験実施の了承等) .....	3
(治験実施の契約等) .....	3
(治験の継続) .....	4
(治験実施計画書の変更) .....	5
(治験実施計画書からの逸脱) .....	5
(重篤な有害事象の発生) .....	5
(新たな安全性等に関する情報の報告) .....	6
(治験の中止、中断及び終了) .....	6
(直接閲覧への協力) .....	6
(臨床検査の精度管理の確認) .....	7
(業務の委託等) .....	7
第4章 治験審査委員会.....	7
(治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置) .....	7
(治験審査委員会の選択) .....	8
(外部治験審査委員会への依頼等) .....	9
第5章 治験責任医師の業務.....	9
(治験責任医師の要件) .....	9
(治験責任医師の責務) .....	9
(被験者の同意の取得) .....	11
(被験者に対する医療) .....	12
(治験実施計画書からの逸脱等) .....	13
(重篤な有害事象の発生) .....	13
第6章 治験使用薬の管理.....	14
(治験使用薬の管理) .....	14
第7章 治験事務局.....	14
(治験事務局の設置及び業務) .....	14
第8章 記録の保存.....	15
(記録の保存責任者) .....	15
(記録の保存期間) .....	15

## 第 1 章 治験の原則

### (治験の原則)

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター(以下「当センター」という。)において実施する治験は、次に掲げる原則に従って実施されなければならない。

- 1 治験は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)を遵守して行うこと。
- 2 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較考量すること。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限り、治験を開始し継続すべきである。
- 3 被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。
- 4 治験薬に関して、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床試験及び臨床試験に関する情報が得られていること。
- 5 治験は科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていること。
- 6 治験は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して実施すること。
- 7 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師又は歯科医師が常に負うこと。
- 8 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていること。
- 9 全ての被験者から、治験に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得ること。
- 10 治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、及び保存すること。本原則は、その媒体によらず、本ガイダンスで規定する全ての記録に適用される。
- 11 被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護すること。
- 12 治験薬の製造、取扱い、保管及び管理は、「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準(治験薬GMP)について」(平成 20 年 7 月 9 日薬食発第 0709002 号厚生労働省医薬食品局長通知)を遵守して行うこと。治験薬は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用すること。
- 13 治験の被験者保護及び治験結果の信頼性確保に必要な不可欠な局面の質を保証するための手順を示したシステムを運用すること。
- 14 治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失を適切に補償すること。その際、因果関係の証明等について被験者に負担を課することがないようにすること。

## 第2章 目的と適用範囲

### (目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は、前章の治験の原則並びに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）同施行令、同施行規則、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第28号。以下「GCP省令」という。）、「医療機器の臨床試験の基準に関する省令」（平成17年厚生労働省令第36号、以下「医療機器GCP省令」という。）、「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成26年厚生労働省令第89号、以下「再生医療等製品GCP省令」という。）及び関連する通知等に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
- 2 本手順書は、医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。なお、治験ネットワークを介して実施する治験については、当該治験ネットワークの手順書を適用するものとする。
  - 3 医薬品等の再審査申請、再評価申請等の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、GCP省令第56条ならびに医療機器GCP省令第76条及び再生医療等製品GCP省令第76条に準じ、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替える。
  - 4 医療機器の治験を行う場合は、本手順書において、「医薬品」とあるのを「医療機器」、「治験使用薬」とあるのを「治験使用機器」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」と読み替えるものとする。
  - 5 再生医療等製品の治験を行う場合は、本手順書において、「医薬品」とあるのを「再生医療等製品」、「治験使用薬」とあるのを「治験使用製品」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合又はその発生のおそれ」と読み替えるものとする。
  - 6 本手順書における「書式」は、原則として、「治験の依頼等に係る統一書式」を用いることとする。

## 第3章 総長の業務

### (治験の申請等)

- 第2条 総長は、事前に治験責任医師が作成した治験分担医師・治験協力者リスト（書式2）を了承するものとする。総長は、了承した治験分担医師・治験協力者リスト（書式2）を治験責任医師及び治験依頼者に提出すること。
- 2 総長は、治験に関する治験責任医師と治験依頼者との文書による合意が成立した後、治験依頼者及び治験責任医師に対して、治験依頼書（書式3）、治験責任医師の履歴書（書式1）及び治験実施計画書等の審査に必要な資料を治験事務局に提出させるものとする。
  - 3 総長は治験依頼者がGCP省令第10条第2項第1号に規定する「電子情報処理組織を使用する方法」により前項の文書の全部または一部を提出してきた場合は、当該文書を提出したものとみなす。

- 4 総長は、人事異動等による治験責任医師等の変更がある場合には治験依頼者に速やかに連絡するものとする。
- 5 総長は依頼があった治験に対し、GCP省令第27条第1項、医療機器GCP省令第46条第1項又は再生医療等製品GCP省令第46条第1項の規定により、治験ごとに適切な治験審査委員会を選択した上で調査審議を依頼しなければならない。

(治験実施の了承等)

- 第3条 総長は、治験依頼者及び治験責任医師に対して治験の実施を了承する前に、治験審査依頼書(書式4)に前条第2項に定める資料を添付して治験審査委員会に提出し、治験の実施について治験審査委員会の意見を求めるものとする。
- 2 総長は、治験審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、又は治験実施計画書、説明文書(同意文書を含む)並びにその他の手順について何らかの修正を条件に治験の実施を承認する決定を下し、その旨を治験審査結果通知書(書式5)により通知してきた場合には、治験審査結果通知書(書式5)の写しにより治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。治験審査委員会の決定と総長の指示、決定が異なる場合には、総長は治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)を作成し、治験審査結果通知書(書式5)の写しを添付して治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。
  - 3 総長は、治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき治験依頼者及び治験責任医師が治験実施計画書等を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書(書式6)及び該当する資料を提出させるものとする。また、総長は修正事項を確認するものとする。
  - 4 総長は、治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。総長は、治験の実施を了承できない旨の総長の決定を、治験審査結果通知書(書式5)の写しにより、治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。
  - 5 総長は、治験審査委員会が治験の実施を保留した場合は、保留理由に対して治験依頼者及び治験責任医師に回答書及び当該関連資料を提出させ、再度、治験審査委員会の意見を求めるものとする。
  - 6 総長は、治験依頼者から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。
  - 7 総長は、治験審査委員会の審査結果について異議がある場合には、治験審査委員会から通知を受けた日から原則として2週間以内に、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。

(治験実施の契約等)

- 第4条 総長は、治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者と治験契約書(当センター書式K2-1)に、双方が記名押印又は署名し、日付を付し契約を締結するものとする。なお、治験依頼者が、治験の依頼および管理に係る業務の一部を委託する場合には、治験依頼者および開発業務受託機関の三者の間で治験契約書(当センター書式K2-2)により契約を締結することとする。

- 2 総長は、治験責任医師に治験契約書の内容を確認させることとするが、治験責任医師の署名等は必要としない。
- 3 総長は、治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認した場合には、第3条第3項の治験実施計画書等修正報告書(書式6)により条件に従い修正されたことを確認した後に、契約を締結するものとし、治験責任医師は本条前項の規定に従うものとする。
- 4 総長は、治験契約書の内容を変更する際には、本条第1項に準じて治験契約内容変更に関する覚書を締結するとともに、治験責任医師は本条第2項の規定に従うものとする。
- 5 治験契約書(当センター書式K2-1又はK2-2)には、治験依頼者が総長及び治験責任医師または総長に通知しなければならない事項として次のとおり定めるものとする。
  - (1) 治験依頼者は、治験使用薬について医薬品医療機器等法第80条の2第6項の規定に基づく法施行規則第273条第1項第1号、第2号イ及びロに掲げる副作用・感染症症例(以下「副作用等症例」という。)並びに法施行規則第273条第1項第2号イ(1)から(5)までに掲げる副作用症例であって治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書から予測できるものを知ったときは、その発現症例一覧等を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して1年ごとに、その期間満了後3月以内に治験責任医師及び総長に通知すること。
  - (2) 治験依頼者は、GCP省令第20条第2項に規定する事項のうち当該治験使用薬の治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書から予測できないものを知ったときは、直ちに総長及び治験責任医師に通知すること。なお、治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書から予測できる副作用症例のうち規制当局より要請があったものについては、直ちに当該副作用等症例を総長及び治験責任医師へ通知すること。
  - (3) 治験依頼者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及びその理由を総長に通知すること。

#### (治験の継続)

- 第5条 総長は、実施中の治験において治験の期間が1年を超える場合には、年に1回以上、治験責任医師に治験実施状況報告書(書式11)を提出させ、治験審査依頼書(書式4)及び治験実施状況報告書(書式11)の写しを治験審査委員会に提出し、治験の継続について治験審査委員会の意見を求めるものとする。
- 2 総長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査において、治験の継続を承認する決定を下し、その旨を治験審査結果通知書(書式5)により通知してきた場合には、これに基づく総長の指示、決定を治験審査結果通知書(書式5)の写しにより、治験依頼者および治験責任医師に通知するものとする。治験審査委員会の決定と総長の指示、決定が異なる場合は、治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)を作成し、治験審査結果通知書(書式5)の写しを添付して治験依頼者および治験責任医師に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第3条第3項に準ずるものとする。
  - 3 総長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し(治験の中止又は中断を含む)の決定を下し、その旨を通知してきた場合には、治験審査結果通知書(書式5)の写しにより、治験依頼者及び治験責任医師に通知する

ものとする。

- 4 総長は、治験依頼者から治験審査委員会の継続審査等の結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

#### (治験実施計画書の変更)

- 第6条 総長は、治験期間中、治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、治験責任医師又は治験依頼者から、当該文書のすべてを速やかに提出させるものとする。
- 2 総長は、治験依頼者及び治験責任医師より治験に関する変更申請書(書式10)の提出があった場合には、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求め、治験審査委員会が審査結果を治験審査結果通知書(書式5)により通知してきた場合は、治験審査結果通知書(書式5)の写しにより、治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。治験審査委員会の決定と総長の指示、決定が異なる場合は、治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)を作成し、治験審査結果通知書(書式5)の写しを添付して治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。

#### (治験実施計画書からの逸脱)

- 第7条 総長は、治験責任医師より緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書(書式8)の提出があった場合は、治験審査委員会の意見を求め、総長の指示、決定を、治験審査結果通知書(書式5)の写しにより、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。治験審査委員会の決定と総長の指示、決定が異なる場合は、治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)を作成し、治験審査結果通知書(書式5)の写しを添付して治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。
- 2 総長は、治験依頼者より緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書(書式9)を入手し、検討結果を治験責任医師に通知するものとする。
  - 3 総長は、同条第1項又は治験の事務的事項に関する変更の場合を除く、その他の逸脱について、治験責任医師又は治験分担医師より治験実施計画書からの逸脱(緊急の危険回避の場合を除く)に関する報告書(当センター様式)を提出させ、速やかに治験審査委員会へ報告するものとする。

#### (重篤な有害事象の発生)

- 第8条 総長は、治験責任医師より重篤な有害事象に関する報告書(書式12、書式13)、重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(書式14、書式15、書式19、書式20)、詳細記載用書式又はそれに代わるものの提出があった場合は、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求める。治験審査委員会が審査結果を治験審査結果通知書(書式5)により通知してきた場合は、治験審査結果通知書(書式5)の写しにより、治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。治験審査委員会の決定と総長の指示、決定が異なる場合は、治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)を作成し、治験審査結果通知書(書式5)の写しを添付して治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。

(新たな安全性等に関する情報の報告)

第9条 総長は、治験依頼者より新たな安全性情報等に関する報告書(書式16)を受けた場合は、治験の継続の可否について治験審査委員会の意見を求め、治験審査委員会が審査結果を治験審査結果通知書(書式5)により通知してきた場合は、治験審査結果通知書(書式5)の写しにより、治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。治験審査委員会の決定と総長の指示、決定が異なる場合は、治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)を作成し、治験審査結果通知書(書式5)の写しを添付して治験依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。なお、被験者の安全又は当該治験の実施に影響を及ぼす可能性のある重大な新たな情報には、以下のものが含まれる。

- (1) 他施設で発生した重篤で予測できない副作用
- (2) 重篤な副作用又は治験使用薬及び製造販売後医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書から予測できないもの
- (3) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は治験使用薬及び製造販売後医薬品の使用による感染症によるもの
- (4) 副作用又は治験使用薬及び製造販売後医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
- (5) 治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
- (6) 副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
- (7) 治験使用薬と同一成分を含む製造販売後医薬品に係わる製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害又は拡大を防止するための措置の実施

(治験の中止、中断及び終了)

第10条 総長は、治験依頼者が治験の中止又は中断、若しくは被験薬の開発中止を決定し、その旨を開発の中止等に関する報告書(書式18)で通知してきた場合は、治験責任医師及び治験審査委員会に対し、速やかにその旨を開発の中止等に関する報告書(書式18)の写しにより通知するものとする。なお、通知の文書には、中止又は中断についての詳細が説明されていないなければならない。

- 2 総長は、治験責任医師が治験を終了し、又は自らの判断で中止又は中断し、その旨を治験終了(中止・中断)報告書(書式17)により報告してきた場合は、速やかに治験依頼者及び治験審査委員会に治験終了(中止・中断)報告書(書式17)の写しにより通知するものとする。
- 3 総長は、本条第1項に基づき中断した治験が再開する場合は、再開に至った経緯及び治験実施計画書の変更の有無等を記載した文書を治験依頼者に提出させ、治験審査委員会の意見を求めるものとする。

(直接閲覧への協力)

第11条 総長は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局による調査を受け入れるものとする。これらの場合には、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を

直接閲覧に供するものとする。

（臨床検査の精度管理の確認）

第12条 総長は、治験依頼者が、治験に係る検体等の検査機関における精度管理等を保証する記録の確認を求めた場合には、検査及び検査機器等に係る記録を直接閲覧に供するものとする。

（業務の委託等）

第13条 総長は、治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者との契約を締結しなければならない。

- （1） 当該委託に係る業務の範囲
- （2） 当該委託に係る業務の手順に関する事項
- （3） 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを確認することができる旨
- （4） 当該受託者に対する指示に関する事項
- （5） 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを確認することができる旨
- （6） 当該受託者が行う報告に関する事項
- （7） 業務終了後も受託者で継続して保存すべき文書又は記録（データを含む）及びその保存期間
- （8） 受託者は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局による調査を受け入れること。
- （9） 受託者が保存すべき文書又は記録（データを含む）の全ての記録を規制当局等の直接閲覧に供すること。
- （10） その他当該委託に係る業務について必要な事項

## 第4章 治験審査委員会

（治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置）

第14条 総長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、治験審査委員会を当センター内に設置する。

- 2 総長は、治験審査委員会の委員を指名し、治験審査委員会と協議の上、治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する業務手順書を定めるものとする。なお、治験依頼者から、治験審査委員会の業務手順書及び委員名簿の提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 3 総長は、自らが設置した治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。
- 4 総長は、治験審査委員会の業務の円滑化を図るため、治験審査委員会の運営に関する事務及び支援を行う者を指名し、治験審査委員会事務局を設置するものとする。
- 5 総長は、治験審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要をホームページで公

表しなければならない。

(治験審査委員会の選択)

第15条 総長は、第2条第5項により選択した治験審査委員会について、必要があると認めるときは、前条の総長が設置した治験審査委員会以外の治験審査委員会（以下「外部治験審査委員会」という。）に調査審議を依頼することができる。また、選択した治験審査委員会に意見を聴くに当たり、特定の専門的事項を調査審議させるため必要があると判断した場合は、当該治験審査委員会の承諾を得て、当該専門的事項について、他の治験審査委員会に意見を聴くことができる。

2 総長は、治験審査委員会を選択するにあたり、治験審査委員会について以下の事項を確認する。

- (1) 調査審議を行うために十分な人員が確保されていること。
- (2) 倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から審議及び評価することができること。
- (3) 治験の開始から終了に至るまで一貫性のある調査審議を行えること。
- (4) 医薬品 GCP 省令第 27 条第 1 項第 2 号から第 4 号の治験審査委員会にあつては、同条第 2 項の要件を満たすものであること。また、医療機器 GCP 省令第 46 条第 1 項第 2 号から第 4 号の治験審査委員会にあつては同条第 2 項の要件を満たすものであること。

3 総長は、前項の規定により、治験審査委員会の適格性を判断するにあたり、以下の最新の資料を入手し確認する。また、調査審議を依頼した治験審査委員会において、当該資料が改訂された場合は、速やかに改訂された当該資料を入手する。

- (1) 治験審査委員会の手順書
- (2) 委員名簿
- (3) その他、適格性を判断するにあたり必要な資料

4 総長は、本条第1項の治験審査委員会の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者（大阪府立病院機構が設置したもの及び他の医療機関の長と共同で設置したものを除く）との契約を締結しなければならない。

- (1) 当該契約を締結した年月日
- (2) 当該実施医療機関及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地
- (3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
- (4) 当該治験審査委員会が意見を述べるべき期限
- (5) 特定の専門的事項の意見を聴く場合には、その範囲とその期限
- (6) 被験者の秘密の保全に関する事項
- (7) 治験審査委員会で継続して保存すべき文書又は記録（データを含む）及びその保存期間
- (8) 規制当局による調査時に治験審査委員会が保存すべき文書又は記録（データを含む）の全ての記録を直接閲覧に供すること
- (9) その他必要な事項

5 総長は、本条第1項に規定の特定の専門的事項を審議するため他の治験審査委員会が意見を述べたときは、速やかに当該意見を選択した治験審査委員会に報告する。

(外部治験審査委員会への依頼等)

- 第16条 総長は外部治験審査委員会に審査を依頼する場合、外部治験審査委員会の求めに応じて関連する資料の提出等を行う。
- 2 総長は第14条第4項に規定される治験審査委員会事務局に当該外部治験審査委員会の審査依頼等、当センター内の手続きに関わる事務業務を行わせる。
  - 3 総長は審査依頼を行った治験について外部治験審査委員会より、治験概要等の説明を依頼された場合は当該治験の責任医師もしくは分担医師にこれを行わせる。

## 第5章 治験責任医師の業務

(治験責任医師の要件)

- 第17条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。
- (1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者でなければならない。
  - (2) 治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験実施薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている治験使用薬の適切な使用方法に十分精通していなければならない。
  - (3) 治験責任医師は、医薬品医療機器等法第14条第3項及び第80条の2に規定する基準並びにGCP省令を熟知し、これを遵守しなければならない。
  - (4) 治験責任医師は、合意された募集期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができなければならない。
  - (5) 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していなければならない。
  - (6) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。

(治験責任医師の責務)

- 第18条 治験責任医師は次の事項を行う。
- (1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうることを証明する最新の履歴書(書式1)を治験依頼者及び総長に提出すること。
  - (2) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)を作成し、総長の了承を得ること。
  - (3) 治験責任医師は、治験依頼の申し出があった場合、治験依頼者との合意を行った後、総長に治験実施の申請を治験依頼書(書式3)により行うこと。
  - (4) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験使用薬及び各人の分担業務について十分な情報を与え、指導及び監督をしなければならない。

い。

- (5) 治験責任医師は、治験実施計画書の被験者の選択・除外基準の設定及び治験を実施する際の個々の被験者の選定にあたっては、人権保護の観点から及び治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。
- (6) 治験責任医師は、同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者としてすることがやむを得ない場合を除き、原則として被験者とししないこと。
- (7) 治験責任医師は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払うこと。
- (8) 治験責任医師は、治験依頼者から提供される治験実施計画書及び症例報告書の見本について治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案、症例報告書の見本案及び最新の治験薬概要書及び治験使用薬（被験薬を除く。）に係る科学的知見を記載した文書、その他必要な資料及び情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討した後に、治験依頼者と合意すること。治験実施計画書及び症例報告書の見本が改訂される場合も同様である。
- (9) 治験責任医師は、治験実施の申請をする前に、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いる説明文書（同意文書を含む）を作成すること。
- (10) 治験責任医師は、治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、その全てを速やかに総長に提出すること。
- (11) 治験責任医師は、治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく総長の指示、決定が治験審査結果通知書（書式5）の写し又は治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）で通知された後に、その指示、決定に従って治験を開始又は継続すること。治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取消し（治験の中止又は中断を含む）、これに基づく総長の指示、決定が治験審査結果通知書（書式5）の写し又は治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）で通知された場合には、その指示、決定に従うこと。
- (12) 治験責任医師は、治験審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく総長の指示、決定が文書で通知される前に、被験者を治験に参加させてはならない。
- (13) 治験責任医師は、本手順書第21条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
- (14) 治験責任医師は、承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで治験使用薬を使用すること。
- (15) 治験責任医師は、治験使用薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験使用薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守ってい

るか否かを確認すること。

- (16) 治験責任医師は、治験の期間が1年を超える場合には、1年に1回以上、総長に治験実施状況報告書(書式11)を提出すること。
- (17) 治験責任医師は、治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について、治験依頼者及び総長に速やかに治験に関する変更申請書(書式10)を提出するとともに、変更の可否について総長の指示を受けること。
- (18) 治験責任医師は、治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、重篤で予測できない副作用を特定した上で、速やかに総長及び治験依頼者に文書(書式12、書式13、書式14、書式15、書式19、書式20、詳細記載用書式又はそれに代わるもの)で報告するとともに、治験の継続の可否について総長の指示を受けること。
- (19) 治験責任医師は、症例報告書を治験実施計画書の規定に従って作成し、その内容を点検し、問題がないことを確認したときに、記名押印又は署名すること。また、治験依頼者に提出した症例報告書の写しを保存すること。
- (20) 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書については、その内容を点検し、問題がないことを確認したときに、記名押印又は署名すること。症例報告書の変更又は修正について、問題がないことを確認したときを含む。
- (21) 治験責任医師は、治験終了後、速やかに総長に治験終了報告書(書式17)を提出すること。なお、治験が中止又は中断された場合においても同様の手続きを行うこと。
- (22) 治験責任医師は、治験が何らかの理由で中止又は中断された場合には、被験者に速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療、事後処理、その他必要な措置を講ずること。
- (23) 治験責任医師は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会並びに国内外の規制当局による調査を受け入れなければならない。治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。
- (24) 治験責任医師は、治験の実施に係る文書又は記録を総長の指示に従って保存すること。なお、これら保存の対象となる記録には、治験の実施に関する重要な事項について行われた治験依頼者との書簡、会合、電話連絡等に関するものを含む。

(被験者の同意の取得)

- 第19条 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して説明文書及びその他の説明資料を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。
- 2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、並びに被験者が署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も署名し、日付を記入するものとする。
  - 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って

署名と日付が記入された同意文書の写しを被験者に渡さなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、説明文書（同意文書を含む）が改訂された場合は、その都度新たに前項の規定に従って署名と日付を記入した同意文書の写し及び改訂された説明文書を被験者に渡さなければならない。

- 4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならない。
- 5 説明文書（同意文書を含む）及び説明に関して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、医療機関、治験依頼者の法的責任を免除するかそれを疑わせる語句が含まれてはならない。
- 6 説明文書（同意文書を含む）及び説明に関して口頭で提供される情報には、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉が用いられていなければならない。
- 7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際、当該治験責任医師、治験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は、全ての質問に対して被験者が満足するよう答えなければならない。
- 8 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、治験責任医師は、速やかに当該情報に基づき説明文書（同意文書を含む）を改訂し、予め治験審査委員会の承認を得なければならない。また、治験責任医師又は治験分担医師は、既に治験に参加している被験者に対しても、当該情報を速やかに伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認するとともに、改訂された説明文書（同意文書を含む）を用いて改めて説明し、治験への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書で得なければならない。
- 9 治験に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認しなければならない。この場合、当該情報が被験者に伝えられたことを文書に記録しなければならない。
- 10 被験者の同意取得が困難な場合、非治療的な内容の治験を実施する場合、緊急状況下における救命的な内容の治験の場合及び被験者が説明文書（同意文書を含む）等を読めない場合については、GCP省令第50条第2項、第3項及び第4項、第52条第3項及び第4項並びに第55条を遵守する。
- 11 医療機器及び再生医療等製品の治験については、治験終了後の体内に留置される治験使用機器及び治験製品（吸収性のものも含む）に関する被験者に健康被害を及ぼすような新たな重要な情報が得られた場合には、被験者に対しその情報を伝え、必要な対応（例えば、ペースメーカーの場合、その交換等）をとる。

（被験者に対する医療）

第20条 治験責任医師は、治験に関連する医療上の全ての判断に責任を負うものとする。

- 2 総長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必

要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。

- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
- 4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払わなければならない。

(治験実施計画書からの逸脱等)

第21条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためのものであるなど医療上やむを得ないものである場合又は治験の事務的事項（例：治験依頼者の組織・体制の変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の職名の変更、モニターの変更）のみに関する変更である場合には、この限りではない。

- 2 治験責任医師又は治験分担医師は、承認された治験実施計画書から逸脱した行為を全て記録しなければならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の緊急の危険を回避するためのものである等医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うことができる。その際には、治験責任医師は緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書(書式8)により、逸脱又は変更の内容及び理由並びに治験実施計画書の改訂が適切な場合にはその案を、可能な限り早急に治験依頼者並びに総長及び総長を経由して治験審査委員会に提出してその承認を得るとともに、総長の了承及び総長を経由して治験依頼者の合意を緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書(書式9)で得なければならない。
- 4 治験責任医師又は治験分担医師は、同条第1項の場合を除く治験実施計画書からの逸脱について、治験実施計画書からの逸脱(緊急の危険回避の場合を除く)に関する報告書(当センター様式)により、速やかに総長へ報告するものとする。

(重篤な有害事象の発生)

第22条 治験責任医師は、治験実施計画書で規定された報告要件及び期限を遵守の上、第18条(18)のとおり治験依頼者へ報告するものとする。

- 2 治験責任医師が当センターに不在の場合においては、治験分担医師が責任医師に代わり報告する。
- 3 治験責任医師は、治験分担医師が代理で文書を作成し報告した場合、速やかに内容確認を行い、総長及び治験依頼者へ提出するものとする。
- 4 詳細記載用書式に代わる書類として、Electronic Data Capture システム等で作成した適切な情報の記載のある治験依頼者書式を提出してもよい。

## 第6章 治験使用薬の管理

### (治験使用薬の管理)

第23条 治験使用薬の管理責任は、総長が負うものとする。

- 2 総長は、治験使用薬を保管、管理させるため、薬局長を治験薬管理者とし、当センター内で実施される全ての治験の治験使用薬を管理させるものとする。なお、治験薬管理者は薬局所属の薬剤師全員を治験薬管理補助者として指名し、治験使用薬の保管、管理を行わせることができる。ただし、治験使用機器及び治験使用製品については総長が治験責任医師に保管・管理させることが適切であると認めた場合には、治験責任医師を当該治験使用機器及び治験使用製品の管理者とすることができる。
- 3 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験使用薬の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、またGCP省令を遵守して適正に治験使用薬を保管、管理するものとする。なお、治験依頼者は、当該手順書を治験薬管理者に直接交付することができる。
- 4 治験薬管理者は次の業務を行う。
  - (1) 治験使用薬を受領し、治験使用薬受領書を発行する。
  - (2) 治験使用薬の保管、管理及び払い出しを行う。
  - (3) 治験使用薬管理表及び治験使用薬出納表を作成し、治験使用薬の使用状況及び治験進捗状況を把握する。
  - (4) 被験者からの未使用治験使用薬の返却記録を作成する。
  - (5) 未使用治験使用薬(被験者からの未使用返却治験使用薬、使用期限切れ治験使用薬、欠陥品を含む)を治験依頼者に返却し、未使用治験使用薬返却書を発行する。
  - (6) その他、第3項の治験依頼者が作成した手順書に従う。
- 5 治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験使用薬が被験者に投与されていることを確認する。
- 6 治験薬管理者は、原則として救命治療の治験等の場合、病棟等で治験責任医師の下に治験使用薬を管理させることができる。
- 7 当センターが在庫として保管する物の中から使用する治験使用薬については、当センターにおいて定められた手順等に基づき管理する。

## 第7章 治験事務局

### (治験事務局の設置及び業務)

第24条 総長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を指定し、治験事務局を設けるものとする。なお、治験事務局は治験審査委員会事務局を兼ねるものとする。

2 治験事務局は次の者で構成する。

治験事務局長：臨床研究支援センター長

治験事務局員：臨床研究支援センター職員及び業務を委託した者

- 3 治験事務局は、総長の指示により、次の業務を行うものとする。
- (1) 治験審査委員会の委員の指名に関する業務(委員名簿の作成を含む)
  - (2) 治験依頼者に対する必要書類の交付と治験依頼手続きの説明
  - (3) 治験依頼書(書式3)及び治験審査委員会が審査の対象とする審査資料の受付、保管及び関連書類の作成
  - (4) 治験審査依頼書の作成(書式4)
  - (5) 治験審査結果報告書(書式5)に基づく総長の治験に関する指示・決定通知書の作成と治験依頼者及び治験責任医師への通知書の交付(治験審査委員会の審査結果を確認するために必要とする文書の治験依頼者への交付を含む)
  - (6) 治験契約に係わる手続き等の業務
  - (7) 治験終了(中止・中断)報告書(書式17)の受領及び治験終了(中止・中断)通知書(書式17)の交付
  - (8) 開発の中止等に関する報告書(書式18)の受領及び開発の中止等に関する通知書(書式18)の交付
  - (9) 記録の保存
  - (10) 治験の実施に必要な手順書の作成
  - (11) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

## 第8章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第25条 総長は、当センターにおいて保存すべき治験の実施に係る文書又は記録の保存責任者を指名するものとする。

- 2 文書、記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。
- (1) 診療録・検査データ：診療情報管理室長
  - (2) 電子媒体により保存した診療録、画像：情報企画室長、画像診断科主任部長
  - (3) 治験審査及び受託に関する文書等：臨床研究支援センター長
  - (4) 治験使用薬に関する記録(治験薬管理表、治験薬出納表、被験者からの未使用薬返却記録、治験使用薬納品書、未使用治験使用薬受領書等)：治験薬管理者
- 3 総長又は治験の記録の保存責任者は、当センターにおいて保存すべき治験の実施に係る文書又は記録が本手順書第26条第1項に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように、また、求めに応じて提示できるよう措置を講じるものとする。

(記録の保存期間)

第26条 総長は、当センターにおいて保存すべき治験の実施に係る文書又は記録を、次の各号のいずれか後の日までの間保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。

- (1) 当該被験薬又は当該被験機器に係る製造販売承認日(開発を中止した又は臨床試験の試験成績に関する資料が申請書に添付されないことを決定した旨の通知を受

けた場合にはその通知を受けた日から3年が経過した日)

(2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日

- 2 総長は、治験依頼者から前項の承認取得あるいは開発中止の連絡を、開発の中止等に関する報告書(書式18)により受けるものとする。
- 3 製造販売後臨床試験の保存期間は、再審査又は再評価が終了する日までとする。ただし、製造販売後臨床試験依頼者から特に申し出があった場合の保存期間及び保存方法については、製造販売後臨床試験依頼者と協議の上、定めるものとする。

(附 則)

2012年4月1日作成

この手順書は、2012年4月1日から施行する。

この手順書は、2013年4月1日から施行する。

この手順書は、2014年4月1日から施行する。

この手順書は、2016年3月23日から施行する。

この手順書は、2017年4月1日から施行する。

この手順書は、2017年7月1日から施行する。

この手順書は、2017年10月1日から施行する。

この手順書は、2018年2月1日から施行する。

この手順書は、2018年7月1日から施行する。

この手順書は、2019年2月1日から施行する。

この手順書は、2020年1月1日から施行する。

この手順書は、2020年11月1日から施行する。

この手順書は、2021年5月1日から施行する。

この手順書は、2021年8月1日から施行する。

この手順書は、2022年9月1日から施行する。